

事 務 連 絡  
令和 6 年 12 月 5 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

先進医療技術名「細胞診検体を用いた遺伝子検査」の  
先進医療上の取扱いについて

今般、「遺伝子解析プログラム MINtS Analyzer」及び「MINtS 肺癌マルチ CDx ライブラリー調製試薬キット」（以下「本品」という。）の保険適用に伴い、先進医療技術名「細胞診検体を用いた遺伝子検査」の先進医療上の取扱い等を下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

本品については、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 5 号、保発 0214 第 4 号）及び「体外診断用医薬品の保険適用に関する取扱いについて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 6 号、保発 0214 第 6 号）に基づき、保険適用したとともに、今後、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成 20 年厚生労働省告示第 129 号）を一部改正し、令和 7 年 2 月 1 日に先進医療から取り下げになること。

なお、本品は既に保険適用されていることを踏まえ、本品を保険医療機関が患者に支給した場合については、保険医療機関は保険外併用療養費ではなく療養の給付を請求することとする。